

昭和六十二年政令第三百三十五号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施

内閣は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第三項に規定する限度税率を定める政令（昭和四十四年政令第百六十五号）の全部を改正する」の政令を制定する。

第一条 この政令において、「租税条約」、「相手国等」、「相手国居住者等」又は「限度税率」とは、それぞれ租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する租税条約、相手国等、相手国居住者等又は限度税率をいう。

第一条の二 所得税法施行令（昭和四十年政令第十九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第二条の二第一項の規定を法第三条から第三条の二の二まで、第三条の三、第四条第五条の二から第七条まで及び第十二条並びにこの政令において適用する場合について準用する。

3 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第二条の二第一項の規定を法第四条、第五条、第六条の二、第七条及び第十二条並びにこの政令において適用する場合について準用する。

前二項に定めるもののはか、法人税法（昭和四十年五月三日法律第三百一十二号）の三に規定する

受託法人又は同法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法（第八条から第十一条の三まで及び第十三条を除く。又はこの政令の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。
（免税対象の役務提供対価に係る所得税の還付請求手続）

第二条 法第三条第一項に規定する免税相手國居住者等が同項の規定による所得税の還付を受けようとする場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、還付請求書を、当該免税相手國居住者等に対し同項に規定する免税対象の

役務提供対価（以下この条において「免税対象者の役務提供対価」という。）の支払をする者（その者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二十二第一項に規定する免税芸能法人等に該当する場合には、その者に対する免税対象の役務提供対価の支払をする者）のその支払につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百十二条第一項の規定による徴収をすべき所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（第三国団体配当等に係る申告書の記載事項等）

第二条の二 法第三条の二第二十三項の規定において同項に規定する非居住者又は外国法人が支払を受ける同項に規定する第三国団体配当等について所得税法第百七十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項第一号中「第百六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用を受けない」とあるのは、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第七項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する第三国団体配当等の額のうち同項又は同条第八項の規定の適用を受ける」と読み替えるものとする。

の場合において、同項に規定する非居住者の同項に規定する申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所徴税につき、所得税法第一百六十六条において準用する同法第二編第五章の規定の適用を受けるとき、及び同法第一百六十八条において準用する同編第八章の規定の適用を受けるとき、並びに

同法第五編第二章の規定の適用を受けるときの
同法の規定の適用については、次の表の上欄に
掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、同表の下欄に掲げる字句とする。

三つ種
き客
第は
章
の配當等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等に規定する申告不必要第三国団体配当等に係る利

2 法第三条の二第十六項後段の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二百二十二条	第二百五十総所得	八条第一項金額	第二百五十の総所の総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額
第三号	課税総所得金額	八条第一項	八条第一項金額
第一条第一号	第二百六十	第二百五十	第二百五十の総所の総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額
第二百六十	第二百五十	第二百五十	第二百五十の総所の総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額
第一号イ	第一号及び	第一号	第一号
第二百六十	第二百五十	第二百五十	第二百五十の総所の総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額
第一章第一節	第一章第一節	第一章第一節	第一章第一節
(税率)	同編第三章第一節(税率)	同編第三章第一節(税率)	同編第三章第一節(税率)
第一章第一節	第一章第一節	第一章第一節	第一章第一節
率の特例等)	源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)	源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)	源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条 税特措法第41条の12第7項
(割引債の償還差益に係る所得税の還付)

二　　対して還付する場合　　当該償還差益に対する
源泉徴収による所得税の額に当該相手国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額

一　　租税条約の規定により割引債の償還差益について所得税が軽減される相手国居住者等に対して還付する場合　　当該償還差益に対する源泉徴収による所得税の額に当該相手国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から期間対応差益(当該割引債の償還差益に当該相手国居住者等の当該割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額)

額の二分の一に相当する金額をいう。次号において同じ。) を乗じて得た金額を十二で除して計算した金額。
前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。
法第五条の二の二第五項に規定する特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払った又は控除される同項の特定社会保険料の金額(同条第三項又は第六項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。)に百分の二十を乗じて計算した金額とする。
法第五条の二の二第五項に規定する相手国居住者等は、同項の規定による還付を受けようとする場合には、その年の翌年一月一日(同日前に同項の特定社会保険料の総額が確定した場合には、その確定した日)以後に、当該相手国居住者等の氏名及び住所又は居所、当該特定社会保険料の金額その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した還付請求書に総務省令、財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
その年十一月三十一日(その年の中途において死亡した場合には、その死亡の日)において居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)である者でその年において非居住者(同条第一項第五号に規定する非居住者をいう。以下この項において同じ。)であつた期間を有するものにつき、居住者であつた期間内に支払つた又は控除される法第五条の二第一項に規定する保険料がある場合及び非居住者であつた期間内に生じた同条第三項に規定する給与又は報酬から支払つた又は控除される同項に規定する特定社会保険料がある場合における所得税法施行令第二百五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得の金額を」とあるのは、「所得の金額(租税条約等の実施により読み替えた法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。

次号において同じ。)を」と、同項第六号中「税率」とあるのは「税率」(租税条約等実施特例法第五条の二の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、「所得税の額を計算し」とあるのは「所得税の額(当該所得税の額が租税条約等実施特例法第五条の二の二第五項の規定の適用を受ける同項の給与又は報酬に係るものである場合には、同項の規定により還付された金額を控除した残額とする。)を計算し」と、同条第三項第三号中「社会保険料の金額」とあるのは「社会保険料(租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項の規定により法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなされる租税条約等実施特例法第五条の二の二第一項に規定する保険料を含む。)の金額」とする。

(租税条約に基づく認定)

第五条 法第六条の二第八項に規定する政令で定める場合は、同条第一項から第五項までの租税条約に基づく認定を受けたこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内国法人につき同条第六項に規定する理由がなくなつた場合、当該租税条約に基づく認定時において同項に規定する理由がなかつたことが当該租税条約に基づく認定後に判明した場合又は同項の規定により提出された申請書類(同項の添付書類を含む。)若しくは同条第十一項の規定により提出された書類に虚偽の記載があつた場合とする。

(還付加算金を付さないこととする要件等)

第六条 法第七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する内国法人の法人税法第二条第十八条に規定する利益積立金額の計算については、同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国居住者等に支払われない金額は、法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。

法第七条第五項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等(次号において「租税の課税標準・税額等」という。)又は同条第二項に規定する租税の課税標準等(同号において「国外事業所等に係る租税の課税標準等」という。)につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたこと。

二 前号の相手国等が、同号の合意に基づき相手国居住者等に係る租税の課税標準・税額等又は居住者若しくは内国法人に係る国外事業所等に係る租税の課税標準等が計算されたことにより当該相手国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る延滞税に相当する税のうち、その計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除すること。
(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第六条の二 法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者(内国法人(法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第六条の四第一項各号において同じ。)である特定法人(法第十条の五第八項第四号に規定する特定法人をいう。以下第六条の六までにおいて同じ。)のうち、当該特定法人に係る法第十条の五第八項第五号に規定する実質的支配者(次条から第六条の六までにおいて「実質的支配者」といふ、その同項第七号に規定する居住地国が外国であるものに限る。)があるものに限る。(次項において同じ。)は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号))第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び次項並びに第六条の四第一項各号において同じ。)を有する場合には、法第十条の五第一項の特定取引(同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。)を行ふ際、その提出する報告金融機関等(法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。)の営業所等(法第十条の五第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下この条、次条、第六条の五第二項及び第七項法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)第三十八条の規定による通知に係る書面その他の総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、当該届出書に記載された名稱、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をする者で法人番号保有者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者）をいう。第六条の四第一項各号において同じ。）に該当するものが法第十条の五第一項の特定取引を行う際、その提出する報告金融機関等の営業所等の長が、当該届出書に記載された名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該提出をする者の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号と同じであるとの確認をして、当該提出をする者は、当該報告金融機関等の営業所等の長に対しては、同項に規定する総務省令、財務省令で定める書類の提示を要しないものとし、当該報告金融機関等の営業所等の長は、同項の規定による確認を要しないものとする。

がなかつたときは、当該報告金融機関等の保存している記録により同項の法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者に係る住所等所在地国情報があるかどうかを確認し、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を、それぞれ特定しなければならない。

報告金融機関等は、法人既存特定取引契約者（第十二項の規定により該当するものとされた特定法人のうち、当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約に係る特定取引契約資産額が、平成二十八年十二月三十一日において一億円以下である場合における当該特定取引に係る契約を締結しているものに限る。以下この項において同じ。）に係る確認記録等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第六条第一項に規定する確認記録その他総務省令、財務省令で定める記録をいう。以下この項及び第六条の六第十三項において同じ。）を保存しているときは、前項の規定にかかわらず、当該確認記録等（直近の住所等所在地国情報に係る部分に限る。）に基づき、当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定することができる。

19	<p>二 全ての報告対象国の法令により、保険業又は共済に関する事業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受けないで、その国又は地域に住所を有する個人との間で保険契約等を締結することが認められておらず、かつ、当該報告金融機関等が全ての報告対象国において当該免許を受けたことがない場合</p> <p>報告金融機関等は、平成二十八年十二月三十日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合には、平成二十九年一月一日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなるまでの間は、当該法人既存特定取引契約者及び当該法人既存特定取引契約者に係る実質的支配者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。</p> <p>報告金融機関等は、次に掲げる要件の全てを満たす特定取引（保険契約等に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。）の支払を除く。以下この項において同じ。）に係る契約については、平成二十九年一月一日以後に当該特定取引を行つた者が当該報告金融機関等との間で第一号の取引又は第二号の通信を行うまでの間は、住所等所在地国と認められる国又は地域の特定を要しない。</p> <p>一 平成二十九年一月一日前三年以内に当該特定取引を行つた者との間で当該特定取引に係る払出し、譲渡その他の取引がないこと。</p> <p>二 平成二十九年一月一日前六年以内に当該特定取引を行つた者との間で電話その他の方法による当該特定取引を行つた者からの通信がないこと。</p> <p>三 平成二十八年十二月三十一日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が十万円以下であること。</p> <p>報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により個人既存低額特定取引契約者につきその住所等所在国と認められる国又は地域を特定する場合には、第一項から第六項までの規定にかかわらず、当該個人既存低額特定取引契約者につき第七項から第九項までの規定を適用することができる。</p>
18	<p>報告金融機関等は、第十項から第十三項まで及び第二十二項の場合を除き、次の各号に掲げた方法により、当該報告金融機関等との間でそ</p>

の営業所等を通じて特定取引に係る契約を締結している個人既存特定取引契約者又は法人既存特定取引契約者（以下この項において「既存特定取引契約者」という。）に係る当該各号に定める契約（法人既存特定取引契約者にあつては、第一号に定める契約に限る。以下この項において「合算対象特定取引契約」という。）があるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該既存特定取引契約者に係る合算対象特定取引契約があることが確認されたときは、当該既存特定取引契約者に係る特定取引契約資産額は、当該特定取引に係る契約及び当該合算対象特定取引契約に係る特定取引契約資産額の合計額とする。

一 当該報告金融機関等の保有する特定取引データベースを検索する方法 次に掲げる契約イ 当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約

ロ 当該報告金融機関等（法人に限る。ロにおいて同じ。）と他の法人との間に次に掲げる関係がある場合における当該他の法人（報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で外国報告金融機関等（報告金融機関等で、外国の法令に準拠して設立された法人であるものをいう。第六条の九第一項第六号及び第七号並びに第六条の十一において同じ。）以外のものうち報告金融機関等に類するものに限る。）との間で締結している特定取引に係る契約

(1) いづれか一方の法人が他方の法人を直接又は間接に支配する関係

(2) 同一の者が当該報告金融機関等及び該他の法人を直接又は間接に支配する

二 当該報告金融機関等の特定業務担当者から聴取をする方法 次に掲げる契約

イ 当該報告金融機関等との間で締結している他の特定取引に係る契約

ロ 当該個人既存特定取引契約者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める法人が当該報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約

前項第一号ロ（1）又は（2）に規定する直接受け又は間接に支配する関係とは、一方の法人と他方の法人との間に当該他方の法人が次に掲げ

る法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一 当該一方の法人が法人を支配している場合における当該法人

二 前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三 前号に掲げる法人又は当該一方の法人及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

報告金融機関等は、法第十条の五第二項の規定により特定対象者（同条第一項に規定する特定対象者をいう。以下この項、第六条の五並びに第六条の六第十六項及び第十八項第五号において同じ。）の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。以下この項において同じ。）の特定をした場合において、その保存している記録に、当該特定対象者の生年月日その他、総務省令、財務省令で定める情報がないときは、当該特定をした日（同日において当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当しない場合にあつては、当該特定をした国又は地域が報告対象国に該当することとなつた日）から二年を経過する日までの間、総務省令、財務省令で定めるところにより、これらの情報を取得するため必要な措置を講じなければならない。

法第十条の五第二項に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものは、次の各号に掲げる契約とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 平成二十八年十二月三十一日以前に個人（特定組員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引に係る契約で同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるもの 平成二十九年十二月三十一日

二 特定取引に係る契約で保険契約等に該当するもののうち、平成二十八年十二月三十一日において第十五項各号に掲げる場合のいずれかに該当するものが平成二十九年一月一日以後に同項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなつた場合における当該保険契

約等 その該当しないこととなつた日から二年を経過する日(その該当しないこととなつた日における当該保険契約等に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものにあつては、同日から一年を経過する日)

三 平成二十八年十二月三十一日以前に法人(人格のない社団等及び特定組合員等である個人を含む。次項第七号において同じ。)が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約(同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下であるものに限る。)で平成二十九年一月一日以後の年の十二月三十一日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなつた場合における当該特定取引に係る契約(その超えてることとなつた日の属する年の翌年十二月三十一日)

四 第十七項に規定する特定取引に係る契約に該当するものが平成二十九年一月一日以後に同項第一号に規定する取引又は同項第二号に規定する通信を行うこととなつた場合における当該特定取引に係る契約(その行うこととなつた日から二年を経過する日(その行うこととなつた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものについては、同日から一年を経過する日))

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 個人既存低額特定取引契約者 個人既存特定取引契約者で、平成二十八年十二月三十一日において特定取引に係る契約(同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。)を締結しているものをいう。

二 個人既存特定取引契約者 平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた個人(特定組合員等である個人を除く。)をいう。

三 特定取引契約資産額 特定取引に係る契約に係る資産の価額(外国通貨で表示された資産については、外国通貨で表示された金額を総務省令、財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額)をいう。

四 特定取引データベース 特定取引に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを行う。

五 住所等所在地国情報 次に掲げる情報をい

イ 現在の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報

ロ 報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物を含む。)を受け取る場所としてその者(その代理人を含む。)に

規定期に規定する信書便物を含む。)を提出する者(その代理人を含む。)に

規定期に規定する信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物を含む。)を提出する場合

について準用する。

一 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約に届出書を提出した者が法人番号保有者に該当するものが同条第三項の規定により届出書を提出する場合

二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当するこ

とにより異動届出書を提出するとき(既にこの項において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。)

三 法第十条の五第四項に規定する政令で定める日は、同項に規定する異動を生じた日の属する年の十二月三十一日又はその異動を生じた日から三月を経過する日のいずれか遅い日とする。(届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続)

四 法第十条の五第六項に規定する届出書等(以下この条において「届出書等」とい

う。)の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者(特定法人に係る実質的支配者を除く。)が同項において定めた特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

七 法人既存特定取引契約者 平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

(法人に係る任意届出書の提出等)

第六条の四 第六条の二第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約(法人に係る任意届出書の提出等)

二 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約(法人に係る任意届出書の提出等)

三 特定取引契約資産額 特定取引に係る契約に係る資産の価額(外国通貨で表示された資産については、外国通貨で表示された金額を総務省令、財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額)をいう。

四 特定取引データベース 特定取引に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを行う。

た者が同条第四項に規定する異動を生じた場合(その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。同号において「異動を生じた場合」という。)に該当することにより異動届出書を提出するとき(既にこの項において準用する第六条の二第一項の規定による確認を行われたときを除く。)。

二 法第十条の五第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約に届出書を提出している者で法人番号保有者に該当する者が同条第三項の規定により届出書を提出する場合

二 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当するこ

とにより異動届出書を提出するとき(既にこの項において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。)

三 法第十条の五第四項に規定する政令で定める日は、同項に規定する異動を生じた日の属する年の十二月三十一日又はその異動を生じた日から三月を経過する日のいずれか遅い日とする。(届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続)

四 法第十条の五第六項に規定する届出書等(以下この条において「届出書等」とい

う。)の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者(特定法人に係る実質的支配者を除く。)が同項において定めた特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

七 法人既存特定取引契約者 平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

(法人に係る任意届出書の提出等)

第六条の五 法第十条の五第六項に規定する届出書等(以下この条において「届出書等」とい

う。)の提出を受けた報告金融機関等は、特定対象者(特定法人に係る実質的支配者を除く。)が同項において定めた特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

二 法第十条の五第二項の特定取引に係る契約(法人に係る任意届出書の提出等)

三 特定取引契約資産額 特定取引に係る契約に係る資産の価額(外国通貨で表示された資産については、外国通貨で表示された金額を総務省令、財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額)をいう。

四 特定取引データベース 特定取引に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを行う。

五 法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者(内国法人である特定法人に限る。次項第二号において同じ。)が法人番号を有する場合において、当該届出書の提出を受けるべきものに限る。次項第一号において同じ。)が法人番号を有する場合において、当該届出書の提出を受けた報告金融機関等は、その保存している記録に追加される次に掲げる

新情報を取り得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その保存している記録に追加される当該特定対象者(特定法人に係る実質的支配者に限り)に特定対象者(特定法人に係る実質的支配者に限り)が取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該新情報に基づき、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該新情報に基づき、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合も、同様

までの間に、当該特定の基因となつた特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域との異なることを示す新情報を取得した場合も、同様とする。

4 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、第二項第一号に規定する特定対象者につき、その保存している記録に追加される同号に掲げる新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者に対し法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出の要求をした場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、当該要求の時から同項の規定による異動届出書等の提出までの間は、当該特定対象者は特定法人に該当するものとして、前二項の規定を適用する。

5 届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、特定対象者（特定取引を行つた法人に限る。）につき、その保存している記録に追加される第六条の十四第一項に規定する政令で定める者に該当するかどうかに閑する新情報を取得したことにより、当該届出書等を提出した者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となつた当該政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、同様とする。

6 第六条の三第二十二項の規定は、法第十条の五六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。

7 法第十条の五第六項に規定する政令で定める契約は、個人（特定組合員等である個人を除く。）が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行つた特定取引に係る契約とし、同項に規定する政令で定める日は、新情報の取得の日から三月を経過する日とする。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

第六条の六 報告金融機関等は、法第十条の五第七項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次項及び第四項から第八項までの規定の適用がある場合を除く。）には、同条第二項の

特定期引を行つた者に対し、同条第三項の規定による届出書の提出及び書類の提示をするよう求めなければならない。

2 第六条の三第二項（同条第四項（第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の三第二項（同条第四項（第五項において準用する場合を含む。）の規定又はこの項から第四項までの規定により個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用されたものを除く。以下第五項まで並びに第十八項第四号及び第五号において同じ。）に係る住所等所在地国におけるものに限り、当該届出書等の提出を受けた報告金融機関等が、その保存している記録に追加される当該第五号において同じ。）に係る住所等所在地国と認められる国又は地域と異なることを示す新情報又は新情報（同条第二十四項第五号イに掲げるものに限り、当該届出書等を提出した者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となつた当該政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、同様とする。

3 第六条の三第二十二項の規定は、法第十条の五六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一 当該既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

二 当該既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

三 当該既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

四 当該既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

五 当該既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

六 第六条の三第八項（同条第十八項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定又はこの項若しくは次項の規定により個人既存高額特定取引契約者（第六条の三第二十四項第六号に規定する個人既存高額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいい、同条第一号において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に係る住所等所在地国情報

は、当該特定をした当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域に代えて、同条第一項から第四項までの規定に準じて当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

一 第十八項第一号に掲げる場合

二 その保存している記録に追加される当該特定者につき、第六条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において同条第七項の規定による当該個人既存低額特定取引契約者（同号イに掲げるものに限り、当該届出書等を提出した者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となつた当該政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、同様とする。

三 当該既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。

四 報告金融機関等は、個人既存低額特定取引契約者につき、第六条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において同条第七項の規定による当該個人既存低額特定取引契約者（同号イに掲げるものに限り、当該届出書等を提出した者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となつた当該政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、同様とする。

五 第六条の三第三項から第五項までの規定は、報告金融機関等が、個人既存低額特定取引契約者につき、同条第二項の規定による当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において準用する。

六 第六条の三第三項から第五項までの規定は、報告金融機関等が、個人既存低額特定取引契約者につき、同条第二項の規定による当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において準用する。

七 報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、第六条の三第八項の規定による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

八 第六条の三第九項の規定は、報告金融機関等が、個人既存高額特定取引契約者につき、同条第二項の規定による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において準用する。

九 第六条の三第二十四項第五号イに規定する個人既存低額特定取引契約者（同号イに掲げるものに限り、当該届出書等を提出した者は当該政令で定める者に該当しないものとして、法第十条の六第一項の規定を適用する。当該要求の時から法第十条の五第四項の規定による異動届出書の提出までの間に、当該要求の基因となつた当該政令で定める者に該当するかどうかに関する新情報を取得した場合も、同様とする。

一 当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と同一の種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

二 当該個人既存高額特定取引契約者に係る既存住所等所在地国情報と異なる種類の新規住所等所在地国情報を取得した場合

三 当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

四 報告金融機関等は、個人既存高額特定取引契約者につき、第六条の三第八項の規定による当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定すること。

五 第六条の三第八項（同条第十八項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定又はこの項若しくは次項の規定により個人既存高額特定取引契約者（第六条の三第二十四項第六号に規定する個人既存高額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者（同条第二十四項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいい、同条第一号において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に係る住所等所在地国情報

認められる国又は地域の特定がされている場合における当該既存特定取引に限る。(以下この号において同じ。)を行つた者(個人既存特定取引契約者に限る。)が当該特定がされた日の属する年以後の各年の十二月三十日における特約資産額と第六条の二第三項の新規特定取引に係る当該各年の十二月三十日における特定取引契約資産額との合計額が、当該特定がされた日の属する年の十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつたとき。

報告金融機関等の範囲等)

第七条 法第十条の五第八項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(第三号から第六号までに掲げる者にあつては、総務省令による財務省令で定める要件を満たすものに限る。)とする。

銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合連合会、中央金庫及び無尽会社

一 保険会社、保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等、共済水産業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五回)第二条第九項に規定する金融商品取引業者、同条第三十項に規定する証券金融会社、特例業務届出者(同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。)、海外投資家等特例業務届出者(同法附則第三条の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある者を除く。以下の項において同じ。)、信託会社、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者、貸金業法施行令(昭和五

四　次に掲げる法人（その財産の運用を金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同法第二十八条第四項各号に掲げる行為（次号及び第六号において「投資運用業」という。）として行う場合に限る。）の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社

口　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第十一项に規定する投資法人

ハ　株式会社、合名会社、合资会社又は合同会社

二　外国の法令に準拠して設立された法人で、イからハまでに掲げる法人に類するもの

五　次に掲げる組合又は団体（その財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限る。）の契約の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約

ロ　当該組合契約によつて成立する組合の業務を執行する組合員

ハ　匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。ロにおいて同じ。）当該匿名組合契約に基づいて出資を受ける者

八　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組

二 有有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約 当該有限責任事業組合契約によつて成立する同法第二条に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項に規定する組合員

ホ 外国におけるイからニまでに掲げる契約に類する契約 当該契約によつて成立する団体に係るイからニまでに定める者に類する者

六 信託（委託者のみが受益者である信託以外の信託に限り、かつ、その信託財産の運用を金融商品取引業者等、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が投資運用業として行う場合に限りする。）の受託者

3 前項第三号から第六号までに掲げる者が同項に規定する総務省令、財務省令で定める要件を満たした場合には、その者は、総務省令、財務省令で定める日後、報告金融機関等に該当するものとする。

二 法第十条の五第八項第一号に規定する政令で定める者は、第一項第五号に掲げる者とし、同条第八項第一号に規定する政令で定める場所は、第一項第五号イからホまでに掲げる契約によって成立する組合又は団体の事務所とする。
（特定取引の範囲）

第六条の八 法第十条の五第八項第三号に規定する政令で定める取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める取引（報告を免れるおそれがない取引として総務省令、財務省令で定める取引を除く。）とする。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる者との間で行われる場合 次に掲げる取引イ 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結

ロ 定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第四項に規定する定期積金等をいう。）の預入れを内容とする契約の締結

ハ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する無尽に係る契約の締結

二 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約（再保険契約を除く。）において「保険契約」といふ。）の締結

（特定法人の範囲）
第六条の九 法第十条の五第八項第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。
一 その発行する株式が法第十条の五第八項第四号に規定する外國金融商品取引所又は金融
三十二号）第十条第一項第十号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一
項第一号又は消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一項第十二号、第九十三条
項第一号の二若しくは第一百条の二第一項第六号に規定する共済に係る契約（へにおいて「共済に係る契約」とい
う。）の締結
へ 保険契約又は共済に係る契約に基づく年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る）、満期保険金、満期返戻金、解約返戻金又は満期共済金の受取
ト 信託（前条第一項第六号に規定する信託を除く。）に係る契約（金銭及び有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）以外の財産のみを信託財産とする定めのあるものを除く。）の締結
チ 社債、株式等の振替に関する法律第十二条第一項又は第四十四条第一項の規定による同法第二条第一項に規定する社債等の振替を行うための口座の開設を受けることと
リ 金銭又は金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券の預託をすることと内容とする契約の締結
二 前条第一項第四号に掲げる者との間で行われる場合 同号に掲げる契約の締結
三 前条第一項第五号に掲げる者との間で行われる場合 同号に掲げる契約の締結
四 前条第一項第六号に掲げる者との間で行われる場合 信託行為 信託法（平成十八年法律第二百八号）第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者と受託者との間の法律関係の成立

第五十年度、 三条第税目、 四年項		第五十年度、 納付額及 び金	税目、 象外國租稅を特定する事項
納付する	相手国等に納付する	額	年
法第十一條第四項において読み替えて準用する国税徵收法第一百五十一條の二第二項に規定する政令で定める場合は、国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合とする。			名称及び金額その他の共助対象外國租稅を特定する事項
一　国税通則法第四十六條第一項から第三項までの規定による納稅の猶予（次号において「納稅の猶予」という。）又は国税徵收法第一百五十一條の二第一項の規定による換価の猶予の申請中の国税			

附 則　（昭和六十二年十月一日から施行する。）

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則　（平成四年三月三一日政令第八七号）抄

（施行期日）

（一〇〇号）抄

第一条　この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則　（平成四年一二月九日政令第三七〇号）抄

（施行期日）

（二〇二号）抄

第一条　この政令は、平成四年十二月十六日から施行する。

附 則　（平成一一年三月三一日政令第一七〇号）抄

（施行期日）

（一〇一号）抄

第一条　この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則　（平成一二年六月七日政令第三〇七号）抄

（施行期日）

（一〇二号）抄

第一条　この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

第五条　（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

（一〇三号）抄

第一条　この政令の施行の日前に大蔵大臣がした五百三十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第五条第一号に規定する租税条約に基づく合意は、財務大臣がした五百三十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第五条第一号に規定する租税条約に基づく合意とみなす。

附 則　（平成一五年三月三一日政令第一三九号）抄

（一〇四号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則　（平成一六年三月三一日政令第一

（一〇五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）
二二号 （平成一八年三月三一日政令第一
四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に「一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三の二の改正規定、同令第四十八条の三の三とし、同令第四十八条の三の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三の三とし、同令第七条の十五の七第一号」を「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲」を「第三百四十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十三条第八項第二号」とあるのは「法第三百二十四条の二第八項第二号」と「を削る部分を除く。」並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の四の部分を除く。」、同条を同令附則第五条の四次に二条を加える改正規定、同令附則第五条とする改正規定、同令附則第五条の二の二の二第三項の改正規定（第四十二条の四第十一項）を「第四十二条の四第十項」に改め表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規

六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（第二十条の二第二十九項の「」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く）、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定（同条第三項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く）、同令附則第十八条の三の改正規定（同条第三項の改正規定（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く）、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日
附 則（平成一八年三月三一日政令第一三四号）抄

の二「第五項」を「第三十七条の十二」の「第十一項」に改める部分に限る)、同条第二十七項の改正規定(附則第三十五条の三第十四項)を「附則第三十五条の三第十二項」に改める部分を除く)並びに同令附則第十八条の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第五項及び第八項、第七条第六項及び第九項並びに第十一条第二項の規定並びに附則第十三条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)第二条の四第六項及び第八項の改正規定(第十八条の六第三十三項第一号)を「第十八条の六第二十八項第一号」に改める部分に限る)並びに同令第二条の五の改正規定を除く)平成二十一年一月一日(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第一条の五の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年四月三〇日政令第一六〇号)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項に一号を加える改正規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三一日政令第四五号)
(施行期日) 抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三一日政令第四七号)
(施行期日) 抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（平成二十三年六月三〇日政令第一
附則（平成二十三年六月三〇日政令第一
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中所得税法施行令第二十条の二の改正規定、同令第五十五条の改正規定、同令第一百三十条の改正規定、同令第一百三十三条の改正規定、同令第一百三十四条の改正規定、同令第一百六十九条の改正規定、同令第二百六十九条の改正規定、同令第二百七十条の改正規定、同令第二百七十七条の改正規定（見出しを含む。）の改正規定、同令第二百七十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第三百五十条の三第二項第六号の改正規定、同令第三百五十条の五の次に五条を加える改正規定及び同令第三百五十五条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定並びに附則第九条中租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条の二第二項の表並びに第二条の三第一項の表、同条第四項の表、同条第七項の表、同条第十項の表及び同条第十四項の表の改正規定（「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ（2）」を加える部分に限る。）
平成二十四年一月一日
附 則（平成二三年六月三〇日政令第一
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中地方稅法施行令第五十六条の八十八の二及び第五十六条の八十九第一項の改正規定並びに同令附則第十八条の五、第十八条の六第三十一項第三号及び第十八条の七の第十五項第三号の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十五年四月一日
附 則（平成二四年三月三一日政令第一
二 この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。
附 則（平成二五年五月三一日政令第一
三 この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。
附 則（平成二五年五月三一日政令第一
四 この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。
附 則（平成二五年五月三一日政令第一
五 この政令は、平成二五年七月一日から施行する。
附 則（平成二五年五月三一日政令第一
六 六八号）

改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正前の国税通則法施行令、第十二条の規定による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令、第十三条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令及び第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条第六号の改正規定及び第三十九条の次に一条を加える改正規定並びに次項

二百七十七条（見出しを含む。）の改正規定、第二百七十八条（見出しを含む。）の改正規定、第二百九十二条の三の改正規定及び第三百九条の三の改正規定並びに附則第五条から第七条まで及び第十条の規定

令和四年一月一日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正前の国税通則法施行令、第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令、第十三条の規定による改正前の租税協約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令及び第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、なおその効力を有する。

(旅行其日)

附 则 (律品三冊三用三一田故令第一)

(施于期日)

する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該

第六十九条第一項の改正規定、第六十九条

第一項の改正規定、第七十一条の改正規

正規定、第二百二十二条の四第八項第一号の

規定、第二百六十三条第一項の改正規定、第

改正規定、第二百七十三条の改正規定、第二百

二百七十八条（見出しを含む）の改正規定

九条の三の改正規定並びに附則第五条から第

卷之三

(施行期日)

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条第六号の改正規定及び第三十九条の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定は、令和四年一月一日から施行する。

附 貝 令和四年三月三日政令第一三
三号) 抄

附 則（令和四年三月三一日政令第一四号）
この政令は、令和四年四月一日から施行す。